

※解答用紙のホチキスは  
はずさないでください。

## 令和6年不動産鑑定士試験論文式試験

民 法 (解 答) { 満 点 100点  
時 間 2時間 (10時~12時) }

### 〔注意事項〕

- 1 問題用紙及び解答用紙は、係官の指示があるまで開けてはいけません。
- 2 解答用紙は、表紙を含めて5ページです。
- 3 解答用紙(表紙)の所定の欄の該当の試験地を選択し、受験番号及び受験者氏名を書いてください。
- 4 解答は、解答用紙の所定の問番号の欄に、黒若しくは青のボールペン又は万年筆で丁寧に書いてください。  
解答用紙の所定の問番号の欄以外に書かれた解答や、鉛筆等で書かれた解答は無効となります。
- 5 解答は、解答用紙の左から横書きで書いてください。
- 6 答案の下書きは、問題用紙の余白部分を利用して下さい。

試験地	東京	受験番号		受験者氏名	
	大阪				
	福岡				

※丸で囲むこと



# 問題 1 の 1 頁

# 民 法

(解 答 欄)

(6. 不論民)

設問(1)について。

1. Bは甲土地全部の所有権取得をDに対抗することができるか。被相続人Aの死亡(ふ),甲土地はAの子B,Cの共有(898条1項),各持分は2分の1であった(900条4号)。その後,B,C間の遺産分割協議(ふ),甲土地をBが单独相続することになった(907条1項)。では,Bは甲土地の单独所有権を遺産分割後の第三者であるDに対して,登記なくして対抗できるか。

まず,そもそもBの持分であった部分(2分の1)についてはどうか。

2. この点,899条の2第1項反対解釈(ふ),自己の持分(法定相続分を超えない部分)については,登記なくしてその所有権の取得を第三者に対抗できることがわかる。

よって,Bは甲土地のうちもと自己の持分であった部分(2分の1)について,登記なくしてDに対抗できる。

3. では,そもそもCの持分であった部分(2分の1)についてはどうか。

この点,899条の2第1項より,法定相続分を超える部分については,登記なくして第三者に対抗できない。

よって,BはそもそもCの持分であった部分(2分の1)について,登記なくしてDに対抗できない。

4. 従て,Bは,甲土地全部の所有権取得をDに対抗することはできない。

設問(2)①について。

1. XはYに対して本件別荘の明渡請求ができるか。Xの請求は本件別荘の所有権に基づく物権的請求権行使のもの(認められるか),そもそも物権的請求権は認められるか。

2. この点,民法上物権的請求権を正面から認めず明文の規定はないが,解釈上認められるとする。なぜなら,物権とは特定の物を直接支配し利益を受ける他約的権利(ありか)の直接支配性を有するためには物権的請求権が必要だからである。

3. では,所有権に基づく物権的請求権が認められることで,XのYに対する明渡請求は認められるか。

4. この点,各共有者は共有物の全部について,その持分に応じて使用をすることができるので(249条1項),共有者の一部者が共有物を単独で使用し続いたとしても,他の共有者が共有物の明渡請求をして当該一部の共有者の使用权を奪うことにはならない。

5. よって,Xは,本件別荘を単独で使用しているYに対して本件別荘の明渡請求をすることはできない。

設問(2)②について。

# 問題 1 の 1 頁



## 問題 1 の 2 頁

## 民 法

(解 答 欄)

(6. 不論民)

1. Xは、本件別荘を利用できないた損失分について、Yに対して金銭的支払を請求するためであります。
2. この点、共有物を使用する共有者は、別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還義務を負う(249条2項)。
3. 本件では、本件別荘はX、Y、Zが持分3分の1ずつで共有しているところ、Yが本件別荘を勝手に単独で使い続けていることは、Yの「持分を超える使用」にあたる。また、問題文中の各人の利用の合意に照らす限り、別段の合意もないのに、本件別荘の家賃は月額12万円が相当である~~と~~ところ、これをXの持分(3分の1)で計算した月額4万円を、Xは、本件別荘を利用できないた損失分として、Yに対して支払請求できる。

該問(2)(3)につけて。

1. Xはどのような方法を採るにかであります。
2. この点、共有物の管理に関する事務は、各共有者の持分に従い、その過半数で決まる(252条1項)。
3. さて、「管理」(252条1項)では、共有物の利用・改修行為で「変更」(251条1項)にあたらないもの五つあるところ、X等が本件別荘を利用するには、共有物の利用行為であり、共有物を物理的に変更したり法律的に処分したりするにでもないので「変更」ではないので、「管理」にあたる。  
さて、Xは本件別荘を利用するにつけこの合意を得ることで、各持分3分の1の合計として3分の2を過半数として、Y及びZとの共有状態を続いたま、本件別荘を利用できる。

以上

## 問題 1 の 2 頁

(3)



※  
採  
点

## 問題 2の1頁

## 民 法

(解 答 欄)

(6. 不論民)

設問(1)について。

1. Xの主張は認められる。

2. この点、売主の担保責任(562条、563条、564条)の要件である契約不適合とは、「引き渡された目的物の種類、品質又は数量に関する契約不適合」という(562条1項本文)。

3. すると、本件土地の土壤に、ふつうの素が「兩基準値」のいずれも超えて含まれていたことは、「引き渡された目的物の品質」(562条1項本文)の契約不適合に当たる。よって、Xの主張は認められる。

設問(2)について。

1. XはYに対するのみの請求ができない。まず、ふつうの素の除去を請求できるか。

2. この点、目的物の品質に関する契約不適合があるときは、買主は売主に対し、目的物の修補による履行の返完成する請求ができる(562条1項)。ただし、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を賣主に通知しないときは、返完請求できない(566条)。また、買主に帰責性がないことが必要である。

3. さて、Xは、~~本件~~本件土地の土壤に、ふつうの素が「兩基準値」のいずれも超えて含まれること(以下、「本件契約不適合」という)を知った時から1年以内にその旨をYに通知して、目的物の修補による返完請求として、本件土地の土壤からのふつうの素の除去を請求できる。

4. 次に、XはYに対する代金減額請求ができるか。

この点、買主が相当の期間を定めて履行の返完の催告をし、その期間に履行の返完ができないとき、買主は、その不適合の程度に応じて代金の成額を請求することができる(563条1項)。また、履行の返完が不可能であるときは、~~買主~~、~~本件契約不適合の~~代金の成額を請求することができる(563条2項2号)。

さて、Xは、~~本件~~本件契約不適合を知った時から1年以内にその旨をYに通知した上で、相当の期間を定めて、また、~~本件~~本件土地の土壤の除去を催告し、その期間中にYがこれを履行しない場合、又はふつうの素の除去が不可能である場合は直ちに、Yに付して~~本件~~本件土地の代金減額を請求できる。

5. 次に、XはYに対する損害賠償請求ができるか。

この点、目的物の品質に関する契約不適合がある場合、買主は売主に対してこれに因て生じた損害の賠償請求ができる(564条、415条1項)。ただし、契約不適合が契約との他の債務の発生原因及び~~本件~~取引上

問題 2の1頁



## 問題 2の2頁

## 民 法

(解 答 欄)

(6. 不論民)

の社会通念に照らして売主の責めに帰するべき事由によるものであれば、買主は損害賠償請求できる。(564条・415条1項ただし書)。

すると、本件で、本件売買契約締結当時は、土壤に含まれる、素について、法令に基づく規制の対象とは、いなかったし、取引観念上も、ふつ素が土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは言えず、それでいいなりた。ふつ、本件契約不適合は、取引上の社会通念に照らしてY1にリ賃貸性がありとは言えないのに、XはY1に対し損害賠償請求できない。

6. 最後に、Xは本件売買契約を解除できるか。

この点、目的物の品質に関する契約不適合があり場合、買主は相当の期間を定めて売主に履行の返済の催告をし、その期間に履行がないときは、契約の解除をおこなう(564条・541条)。ただし、契約不適合に契約及び單行上の社会通念に照らして軽微であるときは、買主は契約を解除できない。(564条・541条ただし書)。

また、~~全部の履行の返済が不可能であるときは、買主は催告等を以て、契約を解消後一部の履行が不能である場合にあって、残存する部分のみが契約の目的を達することができないときは、買主は催告するに依り契約を解除できる~~(564条・542条1項3号)。すなれば、買主がこの不適合を知った時から1年以内にこの旨を売主に通知しなければ、解除権は発生しない(566条)。また、買主の賃貸性がないことの必要である。

本件で、特定有害物質であるふつ素が両基準値のいずれも超えて含まれていたことは、「軽微」(564条・541条ただし書)な契約不適合とは言えない。よって、Xは、本件契約不適合を知った時から1年以内にこの旨をY1に通知した上で、相当の期間を定めてふつ素を除去する旨を催告し、その期間中にY1がこれを履行しない場合は、本件売買契約を解除できる。

また、ふつ素の除去が「不能である場合は、本件売買契約の目的を達することができないと考えられ、この場合は、Xは直ちに本件売買契約を解除できる。

以上

問題 2の2頁

(5)



\*  
採  
点